

具体的方策等検討分科会
報 告



検討の趣旨

具体的方策等検討分科会では、地球温暖化をめぐる諸動向をふまえ、県としての地球温暖化対策を推進するための様々な施策や制度等を総合的に検討するため、現時点で考え得る地球温暖化対策のための具体的な施策について幅広く検討し、分野別・手法別に整理し、その成果を報告書としてとりまとめ、県に報告するものである。

今回の報告で取り上げた施策群については、直ちに実行可能と考えられるものから、やや中長期的な検討を要するもの、さらには現行の法制度のもとでは実現が極めて困難なものまで様々なものが含まれることから、今後、県が必要な検討を加えた上で、取り組むべき施策を取捨選択し、適切な時期に具体化することが望ましいと考える。

また、地球温暖化問題をめぐる様々な変化が急激に進展している現状を踏まえると、県の施策は今回取り上げた施策群に限定されるべきではなく、常に検討と検証を加えつつ、柔軟かつ大胆に展開していくことが必要である。

検討の基本的な考え方

地球温暖化問題の特性

地球温暖化問題は誰もが加害者であり被害者であると言われているが、一般に、化石燃料の大量使用により快適で利便性の高い生活を享受しているのは先進国の人々であり、温暖化がもたらす自然災害などでより大きな被害を受けるのは、貧しい国々や社会的に弱い立場にある人々であることが多い。また、世代間でみれば、現世代の者が加害者であり、次世代の者が被害者であるとも言える。しかしながら、現代生活においては、社会経済活動の全ての局面においてCO₂が排出され、温暖化の原因が社会の全ての分野・主体に関わることから、地球温暖化対策を講じるためには、社会の全てのセクターの積極的な取り組みが必要である。

また、普及啓発や各種の報道等を通じ、地球温暖化問題に対する意識は確実に高まっているものと考えられるが、「意識」を「実際の行動」へと発展させるためには、なお課題が多い。地球温暖化問題は、個人の有する価値観やライフスタイル、生活の利便性も含めた変革を要する課題であると考えられ、単に行政だけの取り組みでは実際の効果を期待しがたく、様々な主体との連携協働による取り組みの視点が不可欠である。

さらに、CO₂削減のためには技術的革新も不可欠であり、革新的技術の開発や、すでに開発された技術の普及・導入に向けたインセンティブの付与など、社会全体として、有用なテクノロジーを創出・活用し、脱温暖化社会へ移行していく政策的誘導策も求められるものと考えられる。

地方自治体として温暖化対策に取り組む際の課題

都道府県において地球温暖化対策に取り組む際の課題としては、特に排出量が多い事業者は地域・国家をまたがって広域的に活動していることが一般的であり、また、CO₂削減に直接に関連するエネルギー政策については、国の役割が大きいことがあげられる。

しかし、地方自治体が主体的に地域の事業者や住民に働きかけて、地域の実情に応じた地球温暖化対策を講じることは重要であり、施策の効果を定量的に分析・検証することが難しい場合もあるが、地方自治体としての取り組みについて理解を求めることが必要である。

検討の基本的な考え方

地域の特性を活かした対策

地球温暖化対策推進法において、地方自治体は、その区域の自然的社会的条件に応じた総合的、計画的な施策を実施することが期待されている。

従って、地域に特有の自然条件や社会的経済的な状況を勘案し、地域の実情に即した対策を講じるなど、特色ある地球温暖化対策の実施が期待される。

多様な主体との分担・連携

地球温暖化対策を推進するうえでは、CO₂排出量の増加が続いている家庭部門(県民)や、CO₂排出量の中で大きな割合を占める産業・業務部門における企業は、それぞれの部門のCO₂の削減を担う中心的なセクターであり、県の施策の実効性を確保するためには、県民・企業との連携の視点が不可欠である。

また、県民の自主的な取組みを推進しライフスタイルの変革を訴えていくためには、地域における身近な地方自治体としての市町村や、NPO等との協働の視点も不可欠である。

更に、エネルギー政策など、現行制度の中では国の役割が大きい分野や、広域的な交通対策など、一都道府県のみでの取組みでは施策の実効性を確保することが困難な場合も想定され、国や他自治体との連携の視点も不可欠であると考えられる。

アナウンスメント効果や政策イノベーションに着目し、重点化を図る

地方自治体の施策の中には、ドイツのアーヘン市における太陽光発電設備の普及に係る取組み()のように、他自治体や国レベルの施策にまで広がり、社会全体に大きな影響を与え、CO₂削減に寄与するポテンシャルを有するものがある。

従って、地方自治体で地球温暖化対策を講じる場合には、当該地域における個々の施策の直接的なCO₂削減効果だけでなく、その施策のアナウンス効果や、他の自治体や国の政策イノベーションにつながる効果などにも着目し、さらにその取組みを重点化するなどの観点から検討すべきである。

分野ごとに多様な手法を適切に選択

先に述べたような特性から、地球温暖化問題に取り組むためには、これまで環境問題の対策として中心的役割を担ってきた規制的手法が、必ずしも有効に機能しない場合が多いものと考えられる。しかし一方では、それぞれの主体の自主的な取組みのみに委ねるだけでは、限界があるとも考えられる。従って、地球温暖化対策を考える上では、例えば、CO₂排出抑制を直接的に義務づけるのではなく、CO₂排出量の削減目標と対策の立案、提出を義務づけ、その公表を行う「ライトタッチ規制」といわれる手法や、経済的なインセンティブを与える手法、さらには商品やサービスが地球温暖化に悪影響を与えている旨を示す警告表示による情報提供など、様々な手法を分野ごとに適切に選択する必要がある。

地球温暖化対策に資する製品・サービスが市場の仕組みの中で普及できるような自立的な仕組み

地球温暖化問題は行政のみがその対策の責を担うものではなく、社会における生産、消費、流通の全ての局面に行政がコストをかけて関与することも、実質的には不可能である。

しかし、地球温暖化対策に資する製品・サービスが市場で適切に普及するためには、一定程度の行政の関与が必要となる場合もあり、例えば商品のCO₂排出量に関する適切な情報表示などを行政の主導により行うことが必要であり、また、費用対効果の観点からも、その対策が市場の仕組みの中で自立的に機能することが必要である。

ドイツ・アーヘン市における太陽光発電の普及について

1995年、ドイツ・アーヘン市では太陽光発電の普及のために、太陽光発電で発電した電力を市価よりも高額な価格で、一定期間の買い取りを行うことを保証することとし、その財源は一般の消費者の電力料金への上乗せで賄う制度を構築した。

この普及策により太陽光発電施設の設置が急激に進み、その後、ドイツの国家レベルでの制度化につながったとされている。

具体的な方策

本項では、当分科会で検討を行った施策群について分野別に記載していくが、並行して検討を行った「地球温暖化対策推進条例（仮称）」の分野構成に沿って、各分野の中でさらに政策手法（ ）ごとに分類を行った。

本報告書で採用した政策手法の分類

規制的手法	CO ₂ の排出抑制そのものを義務づけたり、排出の原因となる行為を直接的に規制する手法（いわゆる「コマンド&コントロール」）
経済的手法	CO ₂ の排出抑制に寄与する行為に対して経済的に有利となる措置（補助金や税制面での優遇措置等）を講じたり、逆に、CO ₂ の排出につながる行為に対して経済的に不利となる措置（税率のアップ等）を講じる手法
情報提供的手法	CO ₂ の排出量の表示、よりCO ₂ の排出量が少ない他の商品があることの表示、商品やサービスが地球温暖化に悪影響を与えている旨を示す警告表示などの、情報提供や表示を行うことを義務づける手法 本稿では温暖化対策に関する計画書制度（企業等に温暖化対策の検討と計画の提出、公表を義務づける制度）も、いわゆる「ライトタッチ規制」として、この分類としている。
普及啓発的手法	地球温暖化問題や温暖化対策に関する知識を普及、啓発することにより、自主的な温暖化対策の実施を促す手法

取り上げた施策群については既に実施されているものもあるが、今後、都道府県において施策化が可能と見込まれるものを中心に記載した。（現在の法制度の下では直ちに実行することは不可能であっても、将来的な可能性が一定程度あると見込まれるものについても記載している。）

また、既に都道府県において一般的に行われている施策で特に検討しなかったものもあるが、それらを施策として排除する意図があるものではない。

記載にあたっては、施策の具体的なイメージが明らかとなるよう、例示をまじえて記載をしているが、施策の手法としてその例に限定する趣旨ではなく、社会経済情勢の変化や環境技術の進展などを踏まえて柔軟に考える必要がある。

なお、「地球温暖化対策推進条例（仮称）」のあり方について「最終報告」に関連する項目については、その旨を記載している。

本報告書では、「CO₂削減」との表記で統一しているが、これは、温室効果ガスのうち最も多い割合をCO₂が占め、かつ、最優先でこの削減に取り組まなければならないことからであり、その他の温室効果ガスの削減は行わなくてもよいとする意味ではない。

1 県自らの取組み

地球温暖化対策を推進するためには、まず県自らが率先して取組み、自らCO₂削減の取組みを行うことが必要である。

県は、「一事業者」として県庁舎や各種の事業実施により直接CO₂を排出するのみならず、各種の行政計画や行政施策を通じて、民間事業者や県民のCO₂排出に影響を与える立場にあり、その両面からの取組みが必要である。

(1) 現状及び課題、検討の方向性

県では「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画（2006.6改訂）」により、2010年の県内のCO₂排出量を1990年の水準まで削減することを目標としているが、一方、温室効果ガス排出量推計(2005年確定値)によれば、温室効果ガス全体の排出量は1990年の基準年対比で+6.9%、CO₂では基準年対比+12.7%となっており、この目標の達成には、温暖化対策のよりいっそうの強化が必要となっている。

県ではこれまで県の率先実行（ISO14001の取得、ESCO事業の実施、グリーン購入、公共工事における環境配慮、EVの試行的導入など）の取組みを進めてきたが、当面の取り組むべき対策などをまとめた「クールネッサンス宣言」を2008年1月に発表し、「県庁エコ化プロジェクト」など県自らの取組みを強化したところである。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正により、県においても県施設・庁舎（病院等を含む）に係るエネルギー管理を一元的に行うことが義務づけられるため、いっそうの取組みの強化が必要である。

そこで、県の地球温暖化方策の検討に先立ち、まず、県として自ら率先して取り組むべき方策を中心に検討を行うこととした。

(2) 具体的な方策

地球温暖化対策に関する計画の策定、公表（進捗状況の公表も含む）

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める項目のほか、県として重点的に取り組むべき項目等についても、計画的として位置づける必要がある。

□→ [条例] 県の「地球温暖化対策に関する計画」の策定・公表を規定する。

[地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）について]

- ・ 京都議定書は、我が国に基準年比で6%の温室効果ガスの削減を義務づけており、この約束を達成するための計画を策定、推進することなどがこの法律の目的。社会経済活動などに伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置などが定められている。
(次ページに続く)

(前ページより)

- ・ 2008年6月の改正では、温室効果ガス算定・報告・公表制度が見直され、事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告が導入されるほか、地方自治体実行計画の中で、都道府県、指定都市、中核市及び特例市（都道府県等）は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることとなった。
- ・ また、地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の見直し現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターを指定すること、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することが可能になった。

県の各種計画の策定にあたり、地球温暖化対策の観点からの考慮を行う仕組みを構築する。また、事業実施にあたっては、事前ないし事後において、地球温暖化対策の観点からの考慮（検証）を行う仕組みを構築する。

□⇒ [条例] 県の事業や計画に、温暖化対策の視点を盛り込むことを規定する。また、事業者としての県の率先的な行動計画の策定を規定する。

県が設置又は管理する施設等（県庁舎等）に以下のような環境配慮を行う。

- ・ 県庁舎等の新築工事の際に、トップクラスの環境性能達成を目標とする。
- ・ 県庁舎等に係るCO₂排出量削減の取組みを計画的に行う。
- ・ 県庁舎等に太陽光発電設備、雨水利用や屋上緑化などの率先実行を行う。
- ・ 電球形蛍光灯・LEDランプ等のエネルギー消費が少ない機器に切り換える。
- ・ 信号機、街灯、公園、病院などの照明設備について、LEDランプを積極的に導入する。
- ・ 県庁舎へのE S C O事業の導入を行う。
- ・ 県が保有、管理する自動車の、電気自動車等への転換の推進
- ・ 県庁舎等の建築物の環境性能の評価、公表

□⇒ [条例] 県の建築物及び公用車等について、率先して省エネルギー化などの環境配慮を行うよう努めることを規定する。

県職員の率先実行

- ・ 県職員に対し（家庭も含めて）マイバッグ持参や電球形蛍光灯への切り替えなどの取組みを行うよう働きかける。
- ・ 自動車通勤者に対し駐車場料金を有料化するとともに、料金収入を公共交通の利用促進などの地球温暖化対策に活用する。
- ・ 県庁舎の昼休みの消灯、待機状態のPCの電源オフ、定時退庁や一斉消灯の徹底など、日々の事務を実施する中でのこまめな省エネ対策を行う。
- ・ 県職員の環境に優しい取組み（家庭も含め）を募集し、優秀な事例を表彰する。

電力のグリーン購入など、グリーン購入の拡大を図り、公的な需要を高めることで温暖化防止に貢献する製品・サービスの普及を促進する。

- ・グリーン購入の対象とする物品・サービスの拡大
- ・電力のグリーン購入の際に、排出係数による裾きりだけではなく、一定割合での再生可能エネルギーやグリーン電力証書の導入も入札条件とする。（併せて、新エネルギー等の普及効果も期待できる。）

県主催のイベント等において、（グリーン電力証書などを活用した）カーボンオフセットの取組みを行う。

県施設の設置・移転を行う際の立地場所の選定にあたり、CO₂削減の観点から、来庁者が自家用自動車ではなく、公共交通機関を利用できるような場所を考慮する。

2 事業活動に関する対策

本県の2005年のCO₂排出量の部門別構成比を見ると、産業部門が44.0%と最も大きく、全体の約半分弱を占めていることが特徴であり、業務部門は13.4%となっている。

また、2005年の排出量を基準年(1990年)と比較すると、業務部門の伸び(+40.4%)が大きく、産業部門も増加(+6.7%)している。

従って、本県の温暖化対策を進めるうえで鍵となるのが、産業部門と業務部門を合わせて全体の約6割を占める「事業活動に伴うCO₂」の削減であると考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

特に排出量の大きい産業部門については、全国規模・世界規模で生産活動が展開されているため、本県独自に規制的手法を用いて排出量そのものの削減を求めた場合、県外への生産のシフトやそれに伴う県外での排出量の増加につながるなど、本質的な地球温暖化対策にはつながらず、逆に地域における経済活動の低下につながるのではないかとの指摘もなされている。

しかしながら、産業部門における活動は、直接的な生産活動以外にも、原料の搬入や製品の出荷などの物流に伴う輸送、通勤時における従業員のマイカー利用、従業員とその家族の日常生活など、地球温暖化に様々な影響を与え、また、地域社会とも深く関わっている。

以上のことから、事業活動に対する地球温暖化対策として、特に大規模な事業者については、多くの温室効果ガスを排出している責任と、地域社会に対して大きな影響力と責任を有している点を踏まえ、自らのCO₂排出量の削減のための取組みを行うことを求めるとともに、企業の有する技術力や人材、資金力を活かした環境技術の積極的な普及や従業員教育を通じたその家族の普及啓発といった「地域社会における地球温暖化対策への貢献」の役割への期待についても検討を行った。

(2) 具体的な方策

【 規制的手法及び経済的手法 】

事業者に対し、CO₂の排出総量に上限を設け(削減義務を設け)、上限を上回る場合には排出量取引等の仕組み等により対応する「キャップ&トレード」の国レベルでの導入を促進する。

[キャップ&トレードについて]

- ・ 現在、我が国では自主的な排出権取引の仕組みは存在しているが、排出総量の規制と一体となった排出権取引の仕組みは、全国レベルでは存在していない。
- ・ 2008年6月に発表されたいわゆる「福田ビジョン」では、排出権取引の国内統合市場の試行的実施がうたわれ、並行して経済産業省や環境省において検討が進められており、2008年10月から試行が予定されているが、具体的な制度設計が課題になるものと考えられる。
- ・ 一方、東京都では2002(平成14)年度から開始した「地球温暖化対策計画書制度」の実績等を踏まえ、2008年6月に大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引を中心とする制度を創設するための条例改正を行い、2010年度から開始することとなった。

【 経済的手法 】

中小企業の工場・事業所や店舗などのCO₂削減に向けた省エネ型リニューアル(省エネ効果の高い設備機器への更新等)のための設備投資費用の補助制度、税制上の優遇措置、低利融資などの優遇措置を行う。

「温暖化対策計画書」制度(条例)の対象とならない中小規模の事業者が、自主的に同計画書を提出した場合、目標を達成するための協議を行い、必要に応じ補助制度、税制上の優遇措置、低利融資などの優遇措置を行う。

CO₂削減に寄与する企業を積極的に誘致することとし、県の補助制度等においてより高い補助率を適用するなど、より大きな経済的インセンティブを与える。

【 情報提供的手法 】

大規模事業者に対する「温暖化対策計画書」制度

- ・ CO₂の排出に関わりの深い大規模事業者に対し、CO₂排出量の現状把握と削減目標の設定、削減するための対策等について提出することを義務づけ、その内容を公表する。
- ・ また、CO₂の排出を削減するための対策としては、自らの事業活動に伴い直接に排出されるCO₂の削減以外にも、事業者の地域社会に対する責任を根拠とした「地域社会における温暖化対策への貢献」も含まれることが適当である。

⇒ [条例] 大規模事業者に対し、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」(地球温暖化対策計画書)制度を規定し、大規模事業者みずからのCO₂削減努力を促す。

< CO₂削減のための対策例 >

- ・ 省エネ効果の高い設備、機器への更新、E S C O事業の導入
- ・ 物流におけるモーダルシフト(トラック輸送から鉄道輸送など)
- ・ 低公害車の積極的導入など自動車管理のための計画

< 地域社会における温暖化対策への貢献例 >

- ・協力企業や下請け企業に対する省エネのための技術支援、人材派遣
- ・従業員のマイカー利用禁止、公共交通機関利用の呼びかけ
- ・従業員を通じた家族へのCO₂削減知識の普及啓発
- ・地域の小中学校等への講師派遣

【 その他 】

「地球温暖化対策計画書制度」における大企業の地域貢献のひとつとして、大企業が協力関係にある中小企業を支援し、設備の省エネ化を図ることなども考えられる。それによって削減されたCO₂を認証し、支援した企業のCO₂削減分としてカウントするしくみを構築することによって、中小企業における排出削減の促進が期待できる。

中小企業のエネルギー管理を支援するための、簡易的な省エネ診断の仕組みを構築する。より詳しい省エネ診断やアドバイスを必要とする企業に対しては、エネルギー管理士の派遣システムを構築し、経営診断と併せて省エネルギー診断を行うなどの支援を行う。

(3) その他

地方自治体レベルでのキャップ&トレードの実施については、事業者のCO₂排出実態の把握と排出枠の適正な配分、対象とすべき規模・業種の設定、対象地域を限定した場合の排出量削減の実効性の確保、各地域の産業に与える影響、全国的に活動している企業への適用の可否、排出権の取引システムが未整備であることなど、現在は様々な課題があるが、今後の国内外の動向をフォローアップしていくことが必要であると考えられる。

3 建築物及び都市づくりに関する対策

事業活動や家庭生活の基盤となる建築物は、長期にわたってCO₂の排出源となることから、建築物の環境性能の向上はCO₂の排出量削減に大きな効果がある。

建築物の環境性能を向上させるためには、設計及び建築段階でCO₂削減の観点を織り込み、適切に設備投資を行うことが必要と考えられる。

また、よりマクロ的な視点からは、個別の建築物のみならず、都市計画や大規模開発の段階から面的な対策が講じられることが、望ましいと考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

建築基準法に基づく建築確認制度には、建築物を環境性能の観点からチェックするための仕組みは設けられていない。しかし、住宅メーカーや建築会社などの中には、例えば建売住宅に省エネ設備を積極的に導入し、高い環境性能を有することを積極的に表示するなどの取組みが見られている。

近年では、国の「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく「特定建築物に係る省エネ措置の届出」制度の改正や、東京都などいくつかの地方自治体で建築物の環境性能向上の取組みが見られる。

建築物の環境性能の向上のためには、建築物そのものの環境性能を評価し分かりやすく表示することや、設計・建築段階から適切な対策が組み込まれるための制度的な対策が必要と考えられる。また、建築主の自主的な取組みにとどまらない実効性担保のための仕組みや、経済的なインセンティブの確保なども重要な要素となるものと考えられるが、CO₂排出量が多いマンションなどの大規模建築物を中心に、事業者による建築・販売・賃貸の側面を主な対象として検討を行った。

また、個人の住宅等については、建築主に十分なノウハウ等がないことを踏まえ、環境性能の向上の取組みを支援する観点からの検討を行った。

一方、都市づくりの分野においては、都市計画法における「都市計画（区域）マスタープラン」において環境の視点が織り込まれている他、大規模な開発行爲に対しては環境アセスメントの仕組みなどがある。また、都市づくりそのものは、土地利用・開発許可・交通計画・住宅計画などきわめて広汎な分野にまたがっており、それぞれに各分野の法体系・計画体系が存在している。

近年、いわゆるヒートアイランド現象が多くの都市住民に体感されることも併せ、都市づくりに地球温暖化防止の観点からの対策が必要であるとの認識が深まっているが、都市づくりに係る計画・プロセスの中にどのように地球温暖化防止の観点を織り込み、反映できるのかという点については、実務的な検討が必要である。「CO₂削減のためのまちづくり」については、現状では様々な取組みが試行的に行われている段階であると考えられる。

従って、当面、都市づくりについて具体的に県として取り組める方策としては、

規模の大きな開発行為を、現行の法体系の手続きの中の早い段階で捉え、地球温暖化防止の観点からの対策を求める仕組みが最も現実的であると考えられる。

(2) 具体的な方策

建築物及び都市づくりに関する対策については、更に分野ごとに区分して記載する。

ア 大規模な建築物に係る具体的な方策

【 規制的手法 】

建築物の新築・増改築の際に一定以上の環境性能を達成することを義務づける。

[エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について]

- ・ 省エネ法では、大規模な住宅・建築物(2,000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組みに関する届出が義務づけられている。
- ・ 2008年6月の改正では、担保措置の強化(罰則等の導入)、中小規模の住宅・建築物を対象に追加、住宅を建築・販売する事業者に対して省エネ性能向上を促す措置の導入、住宅・建築物の省エネルギー性能の表示の推進、等により住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化が図られている。

【 経済的手法 】

一定以上の環境性能を有する建築物や、太陽光発電設備などの新エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する補助制度、税制上の優遇措置(不動産取得税の減免措置等)、低利融資等。

テナントビルに対しては、ビルのオーナーだけではなく、入居しているテナントが省エネルギーの取組みを行うことについても経済的なインセンティブを与え、オーナーとテナントが協調したCO₂削減を促進する。

【 情報提供的手法 】

建築物に係る「環境配慮計画書」制度

- ・ 建築主に対し、大規模な建築物を新築・増改築する際に、自ら環境配慮に関する検討を行ったうえで、計画書としてその内容を提出することを義務づけ、その内容を公表する。
- ・ 大規模な建築物(マンション等に限定せずオフィスビル等も含む)の販売、賃貸の際に、建築主等(販売者、貸し主を含む)に対し、環境性能の表示(広告等)と、その説明を義務づける。

⇒ [条例] 大規模建築物に係る「建築物の環境配慮に関する計画書」(建築物環境配慮計画書)制度を規定し、建築主等のCO₂削減努力を促すとともに、建築物の環境性能の表示など、優れた環境配慮が行われた建築物が、市場で適正な評価を受けて流通する仕組みを構築する。

[建築物の環境性能及びその評価方法について (CASBEE)]

- ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE: Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency) は、諸外国での建築物環境性能総合評価の普及を背景に、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステム。
- ・CASBEEでは、建築物敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、境界内部の建築物の環境・性能に係る要素(Q: Quality)、境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素(L: Loading)のそれぞれの環境配慮項目について取組を評価する。これらを統合し、次式で示される建築物の環境性能効率(BEE: Building Environmental Efficiency)という数値を用いて、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。 $BEE = Q / L$
- ・建築物の環境性能効率BEEは、環境の品質・性能(Q)を向上した場合、また外部への環境負荷(L)を低減した場合ほど高くなる。
- ・現在、大阪府、京都府、名古屋市、横浜市、川崎市など複数の自治体が建築物の温暖化対策の評価指標としてCASBEEを活用しているが、より温暖化対策に着目した指標づくりが進められている。

【 普及啓発的手法 】

建築物の環境性能を分かりやすく表示する制度（例えば環境性能をランク分けして表示するなど）の検討

優れた環境性能を有する建築物に対する表彰制度

【 その他 】

建築物を新築又は増改築をする者が、自ら環境配慮のために適切な措置を講じることが必要であり、また、既存の建築物の所有者が環境性能の維持向上を図ることが必要である。

建築物や冷暖房装置の省エネルギー効率を高めることと併せて、外気の取り入れ等の冷暖房の運転管理方法の工夫などにより、効率的な運転に努めるよう取り組むことが必要である。

イ 住宅等に係る具体的な方策（マンション等の大規模な住居は除く）

新築住宅の建築、販売

【 経済的手法 】

住宅の省エネ性能に係る基準（あるいは住宅の「省エネ格付け」の仕組みを導入）を設け、性能が一定値以上のものを認証したうえで、新築又は購入する者に対する補助制度、税制上の優遇措置、住宅ローン金利の優遇等を講じる。

逆に、性能が一定値以下のものについては、税額を上乗せする。また、グリーン電力証書の購入などの負担を義務づける。

住宅の省エネ設備のうち、県として特に導入を推奨するもの（例 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、ヒートポンプ等）についての補助制度など。

【 情報提供的手法 】

住宅の設計を行う際、設計事務所等に対して、一般的な設計と併せて省エネルギー型の設計案を作成し、メリット・デメリットを施主に対して説明するよう、義務づける。

省エネルギー型住宅設計ガイドラインを作成し、建築確認手続等の際に配布する他、住宅展示場・住宅メーカー・工務店など通じて配布する。

住宅の建設、販売、賃貸を行う際に、販売主等にエネルギー消費量とCO₂換算値を、分かりやすく表示する装置の装着を義務づける。また、特に小規模な賃貸アパート等については、賃貸を行う際に賃借人に対するエネルギー効率（建物の断熱性能やエネルギー機器の効率等）の説明を義務づける。

【 普及啓発的手法 】

住宅展示場主催者や住宅メーカーにおいて、主要な省エネルギー手法とCO₂削減効果やコスト上のメリットについて、パンフレットの配布等を行う。

住宅展示場、住宅メーカー等と連携協力して、建築物の環境性能向上のための住宅設備に係る普及啓発を行う。

【 その他 】

省エネ性能が高い高断熱・高気密型の住宅はエネルギー技術に依存して住環境の快適性を維持することとなり易いため、旧来からの日本家屋のような、外気を積極的に取り入れ、空調設備等をなるべく用いない住居を再評価し、ライフスタイルの提案も併せた普及策を講じる。

一般的に、住宅のエネルギー使用量やライフサイクルコストは延床面積に比例して大きくなる傾向があることから、住宅の延面積に応じた累進課税制度を構築する。

公営賃貸住宅等の一部に太陽熱温水器を導入して効果・課題を検証するとともに、光熱水費の削減のメリットを活用して設置費用の回収の検討を行うなどのモデル的な事業を実施し、太陽熱利用を推進する仕組みの構築を行う。

既存住宅の改修等（省エネ型住宅への転換）

【 経済的手法 】

住宅の省エネ診断の仕組みを設け、希望する者に対して安価で診断を実施するとともに、受診者が診断に基づいて省エネリフォームや省エネ機器の導入を行う際に、補助制度、税制上の優遇措置、住宅ローン金利の優遇等を講じる。

住宅の省エネ性能に係る基準（あるいは住宅の「省エネ格付け」の仕組みを導入）を設け、改修によって性能が一定値以上となったものについて、補助制度、税制上の優遇措置、住宅ローン金利の優遇等を講じる。

【 情報提供的手法 】

住宅の省エネ診断の仕組みを設け、希望する所有者に対して安価で診断を実施し、併せて省エネ改修のアドバイスやコスト計算等を行う。

住宅の耐震診断の希望があった際に、併せて省エネ診断を行い、省エネに係るメリット等を説明する。

【 普及啓発的 】

住宅展示場主催者や住宅メーカーにおいて、住宅のタイプ毎に、手軽に導入できるものから大規模な設備改修まで、様々な省エネ改修のモデルプランを作成し、パンフレットの配布等を行う。

ウ 都市づくりに係る具体的な方策

【 規制的手法 】

一定規模以上の大規模な開発行為について、関係する制度（土地利用調整、開発許可、環境アセスメント等）において、例えばCO₂の削減量が少ない公共交通機関の整備など地球温暖化防止のための具体的な対策を講じることを求め、それらの措置が講じられない場合には開発行為を認めない。

【 経済的手法 】

特定の地域においてエネルギーの共同利用や未利用エネルギーを活用するための施設整備に係る助成制度や、新エネルギー導入のための補助制度、税制上の優遇措置を行うことにより、地域全体のCO₂削減をモデル的に実現する。

【 情報提供的手法 】

大規模開発行為に係る「排出抑制計画書」制度

- ・ 大規模な開発行為を行う際に、事業者に対し開発後に排出されるCO₂抑制のための計画の検討を行った上で、計画書としてその内容を県に提出することを義務づけ、県はその内容を公表する。

⇒ [条例] 大規模開発行為に係る「排出抑制計画書」制度を規定し、開発事業者等のCO₂削減努力を促す。

【 普及啓発的手法 】

大規模開発行為や市街地再開発事業を行う際に参考となるよう、温暖化対策のための施設整備の手法、法制度上の仕組みや助成制度などを分かりやすく解説したガイドラインを作成し、関係機関等に配布する。

【 その他 】

一定規模の開発においては、「脱CO₂のための都市づくり」として、具体的なCO₂排出効果対策も含めた計画案についてのコンペ等を実施し、実際の開発に生かす。

(3) その他

都市づくりについては、県及び市町村の「都市計画（区域）マスタープラン」（及び関連する諸計画）において、地球温暖化防止の視点からの検討がなされ、都市づくりにおける主要な目標として、計画に具体的に反映されることが必要と考えられ、今後、手続のあり方や計画立案の手法などについて、検討を深めていく必要があると考えられる。

都市づくりについては、地球温暖化防止の観点が住民にとってはより生活の質を高めるための取組みとしても受け止められ、住民が主体的かつ無理なく参加できる仕組みづくりが重要であると考えられる。

都市づくりについては、開発後にCO₂の排出を誘発するような開発等（例 ショッピングモールの建設による自動車交通の誘発）についても「排出抑制計画書」制度の対象としたうえで、例えばCO₂の削減量が少ない公共交通機関の整備など地球温暖化防止のための具体的な対策を講じることを求めることも有効と考えられる。

4 新エネルギー等の活用

CO₂削減のためには、エネルギー消費量そのものの削減とともに、エネルギー源としてCO₂排出量が多い化石燃料に依存する割合を低下させ、よりCO₂の発生量が少ないとされる新エネルギー等を活用することが必要と考えられる。

新エネルギー等の種類としては、自然エネルギー（太陽光発電・風力発電等）、リサイクルエネルギー（バイオマス発電・廃棄物発電等）、新利用形態エネルギー（燃料電池等）が挙げられ、その利用形態としては、発電や動力源として利用する他、未利用エネルギーを回収して利用するものがある。

新エネルギーについては「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」による定義があり、直近の改正では燃料電池など除外されたものもあるが、ここでは「新エネルギー等」として、それらも含めて検討の対象とした。

(1) 現状及び課題と検討の方向

本県では、2003年（平成15年）3月に、新エネルギーに関する技術革新や政府の導入目標の見直し等の状況変化に対応するため、「かながわ新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入に総合的に取り組んできた。また、2004年（平成16年）3月に策定した「神奈川力構想・プロジェクト51」及び2005年（平成17年）10月に改定した「神奈川県環境基本計画」のプロジェクトにも「新エネルギー導入の推進」を位置付け、NPO等と連携した取組みを進めている。

具体的には、新たに新エネルギー設備の導入を検討している団体や企業、公共施設などに対し、導入のための助成制度や導入手順等個別・具体的なアドバイス、コーディネートなどの支援を行う「新エネルギーアドバイザー事業」など、情報提供や普及啓発に力を入れて取り組んでいる。

一方、太陽光発電設備については、採算性の問題（太陽光発電設備の初期投資コストが高く、それを回収するために長期間を要する）をはじめ、設置に関する情報不足などによって、必ずしも十分な普及が見られていないものと考えられる。

しかし、近年まで我が国は太陽光発電の年間普及台数において世界トップであったことや、太陽光発電パネルに係る高い技術開発力・生産力などを活用し、適切な方策を講じることで、更なる普及の拡大を図ることは可能であると考えられる。

(2) 具体的な方策

【 規制的手法 】

大規模な建築物、開発計画行為に係る新エネルギー等導入の義務づけ

- ・ 一定規模以上の建築物を新築・増改築する際や、一定規模以上の開発行為を行う際に、建築主や事業者に対し新エネルギー等の導入を義務づける。

【 経済的手法 】

太陽光発電設備などの新エネルギー設備の導入に対する補助制度、税制上の優遇措置(不動産取得税の減免措置等)、低金利融資等

(補助制度を創設する場合は、国や市町村が既に有している補助制度についても考慮する必要がある。)

[日本における太陽光発電設備の助成制度]

- ・ 日本では1994年に個人住宅向けに補助を行う制度を導入したことにより、家庭において太陽光発電が急速に普及し、2004年度までは太陽光発電導入量で第1位であったが、同補助金が2005年度に廃止されたことなどにより、導入が躰打ちとなっている。
- ・ そのような状況の中、2008年6月に発表されたいわゆる「福田ビジョン」において、導入量を2020年までに現状の10倍、2030年までに40倍とし、世界一の座を奪還することなどを目標として掲げたことを受け、経済産業省では住宅向け太陽光発電設備に対する補助金の復活など、具体的な普及促進策を検討していると報じられている。

新エネルギー等に由来する電力の固定価格での買取制度（価格保証制度）

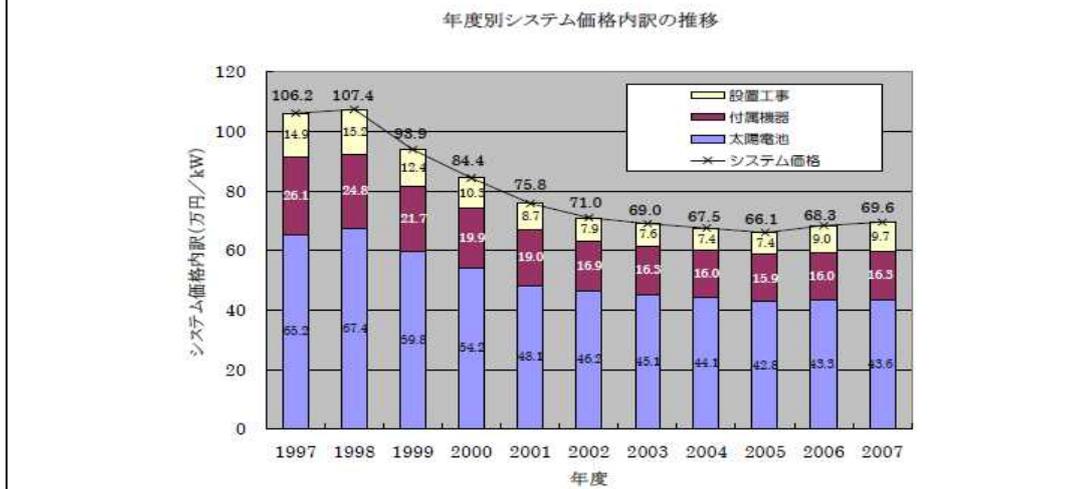
あるいは、新エネルギー等に由来する電力の環境価値分の買取制度

[ドイツにおける太陽光発電設備の普及モデル]

ドイツでは、太陽光発電で発電された電力の買取価格を市場に委ねずに、発電コストを上回る価格で購入することを送電事業者に義務づけている。また、その差額は、一般消費者が負担金として負担するしくみになっている。このしくみにより、ドイツは急速に太陽光発電導入量を伸ばし、2005年には、初めて日本を抜いて世界一となった。

市町村や事業者、NPO等との連携による、グリーン電力証書の活用・流通の仕組みの創設

[太陽光発電設備のコストの推移] (出典：財団法人新エネルギー財団)



【 情報提供的手法 】

大規模な建築物、開発計画行為に係る新エネルギー等導入の検討の義務づけ

- ・ 一定規模以上の建築物を新築・増改築する際や、一定規模以上の大規模な開発行為を行う際に、建築主や事業者に対し、新エネルギー等の導入についての検討を義務づける。

⇒ [条例] 一定規模以上の建築物の新築や開発行為を行う際に、新エネルギー等の導入について検討することを義務づける。

【 普及啓発的手法 】

新エネルギー等の普及啓発、導入にあたっての相談・アドバイスの実施、導入事例の紹介等

グリーン電力証書の活用推進 (県事業で購入、民間への購入呼びかけ等)

県主催のイベント等において、(グリーン電力証書などを活用した) カーボンオフセットの取組みを行う。(再掲)

【 その他 】

事業者及び県民により新エネルギー等の優先的な利用が図られることが必要である。

県は新エネルギー等の導入や、グリーン電力証書の活用等の新エネルギー導入を促進する役割を果たすべきである。

⇒ [条例] 県の新エネルギー等の導入促進施策の推進を規定する。

地域資源である温泉に着目し、温泉のある地域では温泉廃熱の利用などの検討を義務づける（あるいは検討に努めることとする）ことや、小規模水力発電など、神奈川県地域資源を活用した取組みを検討する。

- ・ 源泉の温度が低い温泉を加熱する際に、新エネルギー等を利用する など

農業廃棄物・畜産廃棄物のバイオマス資源としての活用など、地域の農林水産業における温暖化対策として、新エネルギー等の導入を図る。

(3) その他

太陽熱利用については、かつては太陽熱温水器の普及が進んだが、今日では余り利用されず、機器の製造メーカーも少なくなっている。しかし、暖房や給湯といった分野においては、太陽熱を直接に利用することで、比較的容易にエネルギー使用量を削減することが可能であり、また、太陽光発電設備に比べて低廉な価格であることやデザイン等の改良も進んでいることから、普及方策等について改めて検討を行う必要がある。

太陽熱利用の普及方策の例として、公営賃貸住宅等の一部に太陽熱温水器を導入して効果・課題を検証するとともに、光熱水費の削減のメリットを活用して設置費用の回収の検討を行うなどのモデル的な事業を実施し、太陽熱利用を推進する仕組みの構築を行うことが考えられる。（再掲）

また、太陽光発電設備など専ら経済性の問題から普及が進まないと指摘されるものについては、立ち上げ期における促進策として、一定の期間を定めて集中的に普及促進を図ることにより、大量生産によるスケールメリット、コストダウンの効果をもたらし、経済性を満足させるなどの方策も検討し得るものと考えられる。

5 森林の整備と保全

森林の整備は、京都議定書においてもCO₂吸収源の対象として算定されるなど、CO₂の吸収と固定に寄与することから、その適切な整備と保全が地球温暖化防止のために重要な役割を果たしている。また、水源涵養や森林資源の有効活用の観点からも重要であることは言うまでもない。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

本県は県土の約40%近くを森林が占めているが、近年、丹沢大山でのブナ等の立ち枯れや、手入れ不足による荒廃などが問題となっており、県では「かながわ森林再生50年構想」を策定して、水源かん養や地球温暖化防止など様々な機能を持つ森林の再生に向けた取組みを進めている。

森林整備等により発生する間伐材などの木材資源が適切に利用されることが、森林の整備と保全に寄与することが期待されることから、当分科会では間伐材等の木材資源の有効活用を中心に検討を行った。

また、いわゆるヒートアイランド現象への対応も含めて、都市及び都市周辺部における緑の必要性が改めて認識されてきており、都市の身近な緑地の保全と緑化の推進も重要であると考えられる。

(2) 具体的な方策

ア 間伐材等の森林資源の有効活用

県、事業者、県民等が協力した、森林の適切な保全・整備や、間伐材等の森林資源の利用が必要である。

- ・間伐材のバイオマス利用促進、木材の地産地消（国産木材の利用呼びかけ）等
- ・薪ストーブ等を家庭で利用する者への間伐材等の情報提供
- ・間伐材、選定樹のチップ化と、ペレットストーブの普及など

イ 緑地の保全、緑化の推進

県、事業者、県民等が協力した緑地保全、緑化推進が必要である。

6 交通・自動車に関する対策

自動車により排出されるCO₂は、我が国のCO₂排出量全体の約17% (2006年度) を占めていることから、自動車交通に起因するCO₂の削減を進めていく必要がある。

自動車交通に起因するCO₂削減のためには、自動車交通そのものの削減（公共交通機関の利用などライフスタイルの転換）や自動車交通の円滑化（渋滞の解消）の他に、運転方法の改善による燃費効率の向上（エコドライブ等）、CO₂排出量の少ない自動車の技術開発と普及などが考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

我が国の2006年度の温室効果ガス排出量を見ると、運輸部門（自動車・船舶等）からのCO₂排出量は2億5,400万トンであり、基準年と比べると16.7%増加している。これは、貨物からの排出量が減少（基準年比4.7%減）した一方で、旅客からの排出量が増加（同比36.9%増）したことによるものであり、旅客の中では、自家用乗用車からの排出量が大幅に増加している（同比44.3%増）。

一方、2005年における本県の運輸部門からのCO₂排出量は、1,198万トンであり、基準年と比べると4.0%増加しているが、このうち85%は自動車からのものである（基準年比5%増）。

特に自家用乗用車からの排出量については、世帯数の増加に伴う自動車保有台数の増加にもかかわらず、1台あたりの走行キロ数が基準年に比べ20%減少しており、自動車からの排出量は、近年はやや減少傾向を示している。

当分科会では、このような実態を踏まえ、主に自家用自動車の排出するCO₂の削減を念頭におき、公共交通機関の利用への転換、エコドライブの推進、CO₂排出量の少ない自動車の普及、の3点を中心に検討を行った。（なお、道路整備による渋滞解消など、インフラ整備を中心とする方策については、検討の対象としなかった。）

(2) 具体的な方策

交通・自動車に関する対策については、更に分野ごとに区分して記載する。

ア マイカーの利用から公共交通機関への転換

【 規制的手法 】

一定数以上の従業員を雇用している企業（あるいは事業所）に対し、自家用自動車通勤者の割合を把握し報告することを義務づけるとともに、一定期間（例え

ば3年)以内に一定割合(例えば半分)以下とすることを義務づける。

都市の一定エリアを、休日等にマイカーの乗り入れを禁止し、環境負荷の少ない代替交通機関を提供する。

【 経済的手法 】

一定数以上の従業員を雇用している企業(あるいは事業所)において、自家用自動車通勤者用の駐車場を有料化するとともに、料金収入を公共交通利用者への助成等の公共交通利用の促進のために用いる。

【 情報提供的手法 】

一定数以上の従業員を雇用している企業(あるいは事業所)に対し、自家用自動車通勤者の割合の把握と、それを減少させるための計画の作成と報告を義務づけ、県では達成状況も含めた公表を行う。

都市部で事業化が進みつつある「カーシェアリング」について、県内の事業者やサービスの概要、コーステーションの場所などについて情報提供するとともに、具体的な利用事例やCO₂削減効果などを分かりやすく紹介し、利用促進を図る。

【 その他 】

県民、事業者等はCO₂排出量がより少ない(公共)交通機関等の利用に努めることが必要である。また、県は公共交通機関等の利用しやすい環境の整備に努めることが必要である。

自動車交通によるCO₂の排出を誘発するようなショッピングモール等の管理者や大規模なイベントを開催する主催者が、自動車の来場を減らすための配慮(公共交通機関を利用した者に対する入場料割引などのインセンティブの付与等)を行うことが必要である。

⇨ [条例] 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設等の管理者等に対し、自動車の来場を減らすための配慮を求める。

イ エコドライブの推進

【 規制的手法 】

全ての運転免許保持者に対し、免許の更新時等にエコドライブ講習やエコドライブライセンスの取得を義務づけ、エコドライブライセンスを有していない者の運転を禁止(制限)したり、自動車販売を禁止(制限)する。

【 経済的手法又は情報提供的手法 】

全ての免許保持者に対し、免許更新時等にエコドライブ講習の受講やエコドライブライセンスの取得を推奨し、ライセンス保持者に対しては、公共駐車場の割引や、提携店舗における割引、高速道路の通行料金の割引などの優遇措置を講じることでメリットを付与することや、エコドライブライセンスの取得の有無を車外に表示することで、エコドライブに対する社会的な理解を醸成する。

企業による、従業員等に対するエコドライブの啓発

【 普及啓発的手法 】

自動車メーカーによるエコドライブを促す機能（デジタルタコグラフ等）の搭載の推進

携帯型ナビゲーションシステムなどを活用してエコドライブのもようを「見える化」し、モニター家庭などを通じて、楽しみながらエコドライブを実施

エコドライブに役立つ製品の開発コンテストの実施

自動車教習所等の協力を得て、身近で手軽にエコドライブの方法を体感（携帯型ナビゲーションシステムを搭載した車両の体験試乗による「見える化」や、「ドライブシュミレーターを活用したゲーム感覚でのエコドライブ」など）するための機会を設ける。

【 その他 】

自動車運転者自らが、エコドライブや適正整備の実施に努めることが必要である。

また、エコドライブ講習の講師（自動車教習所の教官等）の育成やカリキュラムの開発、常設の講習場所など、エコドライブ講習を実施するための体制づくりが必要である。

【 エコドライブ・ステッカー 】

- ・ドライバーにエコドライブに関するアンケート調査をしたところ、83人中33人（40％）のドライバーが「エコドライブ中に後続の車両にあおられるなど怖い目にあった」と回答しました。
- ・そこで、ドライバーが安心してエコドライブ運転をしてもらうため、神奈川県では、エコドライブステッカーを作成し、周囲の車にエコドライブ活動中であることをPRできるように、車体に「エコドライブ実施中」のステッカーを貼ることを促しています。



ウ 電気自動車（EV）などCO₂排出量の少ない自動車の普及

【 規制的手法 】

一定エリアの配送を行うため保有する自動車の走行距離や走行範囲が限られ、稼働時間も一定の業種など、電気自動車に適していると考えられる企業（あるいは事業所）に対し、一定期間中に電気自動車の保有割合を一定以上とすることを義務づける。

上記と同様の業種のうち、主としてバイクを利用している企業（あるいは事業所）に対して、一定期間中に電気バイクの保有割合を一定以上とすることを義務づける。

年間の総合燃費（年間走行距離÷年間消費燃料）を一定以上の水準とするなど、企業（あるいは事業所）に一定以上の基準を達成することを義務づける。

【 経済的手法 】

一定以上の環境性能を有する自動車に対する補助制度の創設

保有する自動車の走行距離や走行範囲が限られ、稼働時間も一定の業種など、電気自動車に適していると考えられる企業（あるいは事業所）の電気自動車への転換について、重点的に税制上の優遇措置、カーローン金利の優遇などの措置を講じる。

公共駐車場の割引、提携店舗における割引、高速道路の通行料金の割引、税制上の優遇措置、カーローン金利の優遇などの措置を講じる。

[EVイニシアティブかながわ]

県ではEV購入時等の優遇策を「EVイニシアティブかながわ」と名づけ、2014年度までに県内3,000台の普及を目指した取組みを進めている。主な優遇策は下記のとおり。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 EV購入時の優遇 | 購入時の補助金及び税の軽減 |
| 2 利用時の優遇策 | 駐車場などの施設利用料金の割引、高速道路料金の割引 |
| 3 充電インフラの整備 | 急速充電器と100V・200Vコンセントを設置 |

【 情報提供的手法 】

一定の環境性能を達成していない車両に「地球温暖化に対してより大きな影響をもたらしている」旨を表示することや、走行距離当たりのCO₂排出量を表示することを義務づける。

【 現行の自動車の排出ガス規制、表示等の制度 】

- ・省エネ法により、自動車の製造事業者等（自動車メーカー及び輸入事業者）は、目標年度までに、各区分毎の自動車の平均燃費値を燃費基準値以上にするよう、燃費性能を改善することが求められている。さらに、省エネ法では、自動車ユーザーが燃費の優れた自動車を選択できるよう、燃費値に関する表示事項を定めており、自動車の燃費値がそれぞれの自動車の商品カタログに表示されている。
- ・国土交通省及び経済産業省は、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施している。
- ・省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車については、右のようなステッカーを自動車の見やすい位置に貼付するものとしている。



【 その他 】

県が、EV等のCO₂排出の少ない自動車の普及を図ることが必要である。

EVやプラグインハイブリッド車等のCO₂排出の少ない自動車の普及のためには、充電設備などのインフラ整備（駐車場管理者による急速充電スタンド等の整備）が必要であるが、そのための象徴的な取組みとして、太陽光発電を利用した充電スタンドや充電スポットの整備などが考えられる。

また、マンション等の集合住宅では、建築時に予め充電用コンセントを整備することや、居住者が共同で充電用コンセントを整備することにより、EVやプラグインハイブリッド車等のCO₂排出の少ない自動車の普及が図られるものと考えられる。

エ タクシーの環境対策

【 規制的手法 】

一定期間中に一定以上の環境性能（最高レベルの環境性能）を有する自動車の保有割合を一定以上とすることを義務づける。

タクシー会社（あるいは営業所）における年間の総合燃費（年間走行距離 ÷ 年間消費燃料）を、一定以上の水準とすることを義務づける。

【 経済的手法又は情報提供的手法 】

全てのタクシー運転手にエコドライブ講習の受講やエコドライブライセンスの取得を義務づけ（推奨し）、車内外に表示することを義務づける（推奨する）。

タクシーの利用者に対しても、エコドライブによるCO₂排出量の削減効果について車内に表示するなどし、エコドライブについての理解を醸成する。

オ 観光地等における交通対策

【 規制的手法 】

観光地等においてマイカーの地区内への流入・通過を規制する。

【 経済的手法又は情報提供的手法 】

周辺の駐車場等に電動アシスト付き自転車などの自転車を用意し、安価でレンタルし、観光地内での自転車利用を促進する。

地区内の交通手段について、移動そのものを体験型の観光メニューとして組み込むなど、楽しみながら自家用自動車の抑制につながるような取組みを行う。

公共交通機関を利用して来訪した者や、自転車で来訪した者に対する、入場料割引、提携店舗における割引などのインセンティブの付与。

【 普及啓発的手法 】

観光地の案内パンフレット等で、公共交通機関の利用方法の案内を優先して記載し、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、自家用自動車の利用者への案内（駐車場の情報等）は極力控える。

カ モーダルシフトの推進

大量・長距離輸送における鉄道・海運の役割を再評価し、CO₂排出量の削減の観点から物流におけるモーダルシフトを推進する。

7 県民生活及び消費行動に関する対策

家庭から排出されるCO₂は、我が国のCO₂排出量全体の約1割を占めており、増加傾向が続いていることから、家庭・消費行動に起因するCO₂の削減を進めていく必要がある。

家庭・消費行動に起因するCO₂削減のためには、家庭におけるCO₂排出量の多い「冷暖房」「照明等家電製品の利用」「自家用自動車の運転」に対し、効果的な対策を講じることが必要と考えられる。

また、家庭生活において自らのライフスタイルを見直すだけでなく、県民一人ひとりがCO₂排出の少ない製品を選択的に購入するなどの消費行動を通じ、商品の開発・製造・流通におけるCO₂削減に寄与する点にも着目した対策が考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

これまでの普及啓発の取組みや、近年の地球温暖化問題に係る各種の報道等を通じて、家庭におけるCO₂削減についての問題意識は、確実に高まっているものと考えられるが、「地球温暖化問題について危機意識はあるものの、現在の便利な生活を犠牲にしたくないとする人の割合が多い」とする調査結果や「地球環境問題に関心がある人の割合は高いものの、環境に配慮した製品の購入などの消費行動をとる人の割合は少ない」とする調査結果があるなど、「意識」を「実際の行動」にまで発展させ、CO₂の排出が少ないライフスタイルへの転換を図るためには、従来型の普及啓発を中心とした手法では必ずしも十分ではないものと考えられ、新たな手法が必要であると考えられる。

個人の価値観やライフスタイル、生活の利便性に直結する問題であるため、特定の価値観やライフスタイルを強制することは困難であり、それらの価値と地球温暖化対策とが両立する仕組みを構築すべきである。また、個々のCO₂削減効果そのものは少なくとも、アナウンス効果の高いシンボリックな取組みを集中的に実施し、県民の「実際の行動」につなげていくことも効果的と考えられる。

さらに、具体的方策を展開するためには、県だけではなく、民間事業者やNPO、市町村とも連携し、生活の中での様々な局面で、多様な行動様式を提案し、CO₂の排出が少ないライフスタイルへの転換を働きかけることが必要と考えられる。

また、生産や流通サイドにおいてCO₂排出の少ない商品の開発、流通、販売、情報提供などの取組みを行うとともに、消費者においても、まずは本当に必要なものであるかどうかを十分に考慮した上で、購入する場合にはCO₂の排出量が少ない商品やサービスを選択することが必要であると考えられる。

[地球温暖化問題に対する意識調査]

博報堂生活総合研究所「世界8都市・環境生活調査」(2008.5)

- ・東京の生活者の「地球温暖化への危機感」は8都市中でトップ(88.4%)だが、「温暖化防止のために便利な生活を犠牲にたくない」も8都市中で最多(41.6%)
環境と利便性の“エコジレンマ”に悩んでいると分析

インテージ「消費者の環境に対する意識と行動調査」(2008.5)

- ・地球環境問題に関心があると回答は全体の54.0%(複数回答可、以下同じ)
- ・環境問題への取組みでは「ゴミの分別」(85.0%)、「電気などをこまめに消す」(73.8%)などが多いものの、「環境配慮型商品の購入促進」(33.1%)や「公共交通機関の利用」(31.1%)など、直接消費行動に結びつく環境行動は30%台にとどまり、財布のひもの堅さを裏付けていると分析

(2) 具体的な方策

県民生活・消費行動に関する対策については、更に分野ごとに区分して記載する。

ア 照明に係る取組み

家庭における効率性の高い照明器具の普及

照明は家庭における電力消費量の約6分の1程度を占め、さらに、生活に最も身近なものであることから、白熱電球からCO₂排出量の少ない電球形蛍光灯などの照明器具への切り替えを行うことや、インバータ方式の蛍光灯の普及促進などの効率性の高い照明器具の普及が、県民のライフスタイル転換の大きなきっかけとなることが期待される。

【 規制的手法 】

白熱電球から電球形蛍光灯へ切り替えることを義務づける。

県内での(一般需要向けの)白熱電球の製造、販売を禁止する。

【 経済的手法 】

全ての白熱電球の価格に一定額の上乗せを行い、上乗せ分をグリーン電力証書の購入等に充てる。

【 情報提供的手法 】

環境配慮行動(環境家計簿をつける等)を行う家庭に対して、電球形蛍光灯をサンプルとして配布する。

照明機器の販売を行う際に、「白熱電球に比べ、よりCO₂排出量の少ない照明器具がある」旨の説明を行う。白熱電球や電球形蛍光灯のパッケージに

CO₂の削減効果や経済的なメリット等の説明を記載する。また、蛍光灯について、Hfインバータ方式などより高効率のもののCO₂の削減効果や経済的なメリット等の説明を記載する。

【 その他 】

現在もキャンペーン的に様々な形で行われている一斉消灯やライトダウンについて、キャンペーンから生活に根付いた習慣へと転換するため、定期的（例えば、曜日や毎月の実施日を決めて）に実施するための取組みを、民間事業者・市町村等と連携して行う。

[電球形蛍光灯について]

家庭における消費電力の状況（資源エネルギー庁「電力需給の概要」）

エアコン(24.9%) 照明器具(16.2%) 冷蔵庫(15.5%) テレビ(9.9%)

電球形蛍光灯の電力使用量等

- ・白熱電球に比べてエネルギー効率が4～5倍程度と高いうえ、寿命は約6倍と長く、価格は高いものの、経済性の面でもメリット
- ・県内約835万個の白熱電球を全て取り替えると1年間で約26万トンのCO₂削減（推計）
経済産業省は、4年後の2012年までに電力消費量の多い白熱電球の製造・販売を中止して電球形蛍光灯に切り替える方針を打ち出している。

商業施設等における照明等のCO₂削減対策

営業時間が長い深夜営業店舗など（ホテル、スーパー、コンビニ、ファミリーレストラン等）や、多くの人が集まる施設などを中心に、家庭より一段進んだCO₂削減対策を講じる。

また、太陽光発電等の自然エネルギーの導入、冷暖房温度の適切な設定、販売業務やサービス提供場面でのCO₂削減に関する情報提供など、身近に県民に接する業態ならではの積極的な工夫が求められる。特に、LEDランプについては、取り付けにあたり設備工事が必要な場合があるなど技術的な制約や、蛍光灯と比較して価格面での差もあるが、長時間点灯の場合の経済性の高さやメンテナンス性が高いことなどに着目して普及策を講じることが考えられる。

また、改めてその必要性が問われている24時間営業について見直しを行うことにより、ライフスタイルの転換を促すための契機となることなどが期待できるものと考えられる。

【 規制的手法 】

白熱電球から、電球形蛍光灯やLEDランプなど、より高効率の照明へ切り替えることを義務づける。

過剰な照明とならないよう、営業形態に応じた照明基準（床面の照度ルクス等）を設け、基準の遵守を義務づける。

深夜営業店舗などに対して、営業時間の短縮や、利用度の低いスペースの部分消灯や、光量ダウンなどの取組みを義務づける。閉店後のディスプレイ消灯を義務づける。

特に、深夜営業店舗などについて、一定期間内により効率の高いLEDランプ等へ切り替えることを義務づける。

【 経済的手法 】

電力消費の多い商業施設等に対して、太陽光発電設備の導入やグリーン電力証書の購入によるカーボンオフセットを義務づける。

深夜営業店舗などの営業時間が長い商業施設を対象として、LEDランプへの切り替えに係る工事費用の低利での貸し付けなどを行う。

商店街等の協力を得て、商店街の照明を全て省エネルギー型の照明（電球形蛍光灯など）に取り替える取組みを行い、補助制度や表彰制度などを活用して支援を行う。

【 情報提供的手法 】

一定規模以上の事業者に対し、エネルギー利用効率の高い照明器具への切り換え計画の作成と提出を義務づける。

ホテル・レストラン・ショッピングセンター等の商業施設では、来店者に対してその施設のCO₂削減対策を分かりやすく表示するよう義務づける。

深夜営業店舗などの店舗全体をモデル的にLEDランプ等に切り換え、LEDランプの電力消費量の少なさとCO₂削減効果をアピールする。

【 普及啓発的手法 】

社会実験として、地区や期間を定めて深夜営業店舗などの商業施設等が連携し、一斉に深夜営業時間の短縮や宣伝用照明のライトダウンを行う。県は取組みの普及啓発や地元市町村との調整などを行う。売り上げや来客数の動向を分析・公表し、課題の整理とノウハウの蓄積を図るとともに、他地区等への展開を図る。

【 その他 】

深夜営業店舗などの営業時間が長い商業施設に、十分な経済的合理性があることを説明し、白熱電球からLEDランプへの切り換えを働きかける。

信号機、街灯や公園の夜間照明など、長時間の点灯が必要となる照明設備を優先的にLEDランプに切り換える。（メンテナンスの手間が省けるなどの効果も期待できる）

[LEDランプについて]

- ・LED（発光ダイオード）は電気を通すと発光する性質を持つ半導体の総称で、白熱電球や蛍光灯とは異なるメカニズムで発光する。「球切れ」のない半導体素子であり、長寿命と省エネルギー型の光源として、多用途での利用が期待されているが、現時点では価格がかなり割高なことや、従来の照明と簡易に交換できないことが課題であると指摘されている。
 - ・経済産業省は、全国の交通信号機約192万灯のうち、180万灯の交通信号機をLED照明化した場合の消費電力抑制効果を、原油換算にして年間21万klに達すると試算している。
- （出典：環境経営事典2008（日経BP社）など）

イ 家電製品等のエネルギー消費製品に係る取組み

エネルギー消費製品全般

【 規制的手法 】

主要なエネルギー消費製品毎のエネルギー効率に係る基準を設け、一定値以上のものの県内での製造、販売を規制する。

主要なエネルギー消費製品毎に、一定値以上の製品を保有している者に対して一定期間内によりエネルギー効率の高い製品への転換を義務づけ、転換できなかった場合は、差分について太陽光発電設備の導入（やグリーン電力証書の購入等）を義務づける。（シンボリックな製品に絞ることも検討）

【 経済的手法 】

主要なエネルギー消費製品毎に、一定値以上の製品を保有している者に対しては、一定期間内によりエネルギー効率の高い製品への転換を促し、買い換えについて補助制度や、ローン金利の優遇等を行う。

エネルギー効率が一定値以下のエネルギー消費製品に、一定額の上乗せを行い、上乗せ分をグリーン電力証書の購入等に充てる。

【 情報提供的手法 】

主要なエネルギー消費製品毎に、省エネ型製品（ラベル）の見分け方、CO₂の削減量、経済的なメリットなどを情報提供する。

エネルギー効率が一定値以下のエネルギー消費製品に、「この製品はCO₂の排出量が多く地球温暖化の原因となる。他に、より排出量の少ない製品がある」旨の説明を行う。パッケージに経済的なメリットの説明を記載する。

【 その他 】

省エネ型家電の表彰や認定制度の活用

小型の消費電力計（電源コンセント等に接続し消費電力やCO₂排出量を表示するメーター）や消費電力表示メーター付タップの開発と販売、普及

待機電力の削減

【 規制的手法 】

主要な家電製品毎に待機電力に係る基準を設け、一定値以上のものの県内での製造、販売を禁止する。

【 経済的手法 】

主要な家電製品について、待機電力が少ない製品への買い換えを行う際に、価格の割引やローンの優遇などを行う。

【 情報提供的手法 】

主要な家電製品について、待機電力が特に大きい（小さい）製品の名称を公表するなどし、待機電力が小さい製品の購入を促す。

【 その他 】

環境配慮行動（環境家計簿をつける、マイアジェンダ登録を行う等）を行う家庭に対して、省エネスイッチ付きタップを配布する。

待機電力が、一定時間で自動的に完全にゼロとなる製品の開発・普及

[家庭からのCO₂排出量] (2006年度温室効果ガス排出量(確定値)、環境省)

1世帯あたりCO₂排出量 5,277kg

用途別排出量

自家用自動車(30.3%) 動力他(照明など)(30.1%) 給湯(14.3%)

暖房(11.9%) 一般廃棄物(5.2%) 厨房(4.1%)

[待機電力の状況] (19年度待機電時消費電力調査報告書、省I社キ-セタ-)

1世帯あたり待機時消費電力量推計 180.2kwh / 年g

分類別構成比

A V機器(32%) 給湯機器(27%) I T機器(15%)

照明その他(14%) 空調機器(9%)

ウ 消費行動、流通に係る取組み

CO₂排出量が少ない商品を選択するための対策

【 情報提供的手法 】

商品のCO₂排出量の表示等

- ・ 商品の製造、流通、販売、利用、廃棄に係るCO₂を算定し、その値を表示する（カーボンフットプリント）ことで、よりCO₂排出量が少ない製品を選択できるようにする。（特にCO₂排出量が多い商品や、毎日使う商品など、効果的な商品を選択することが適切）

海外製品の輸入に係るCO₂排出量の表示

- ・ 海外からの輸入の割合が高い食料品や木材等について、輸入に係るCO₂排出量を算定し（フードマイレージ、ウッドマイレージの算定）、（国産品などと比較して）その値を表示することで、よりCO₂排出量が少ない製品を選択できるようにするとともに、地産地消を推進する。

[カーボンフットプリント]

- ・ 商品のライフサイクル全般で排出されるCO₂量を表示するもの。英国などでは既に試験的な取組みが始まっており、ISOにおいても算定基準の標準化が検討されている。
- ・ また、我が国においては、2008年6月に発表されたいわゆる「福田ビジョン」において2009年度からの試行的な導入がうたわれた事などを契機に、食品メーカーなどが試行することを表明するとともに、経済産業省・農林水産省・環境省において導入に向けた検討が進められている。

自動販売機の省エネ対策

【 規制的手法 】

自動販売機に係るエネルギー基準を作成し、自動販売機の設置者（施設・用地の所有者又は自動販売機設置会社）は、今後は一定基準以上の自動販売機を使用しなければならないこととする。また、既存の効率の悪い自動販売機についても、一定期間内の交換を義務づける。

【 情報提供的手法 】

全ての自動販売機について、電力使用量とCO₂排出量を分かりやすく表示することを義務づける。また、夜間でのエネルギーカットや照明カットなどを行っている自動販売機については、その旨を表示する。

管理する施設内に一定数以上の自動販売機を設置している（させている）施設について、自動販売機の消費電力の把握と、その削減のための計画作成を義務づける。

【 その他 】

社会実験として、地区や期日を定めて一斉に夜間の自動販売機の使用停止を行う。県は取組みの普及啓発や地元市町村との調整などを行う。地元住民へのアンケートや他店舗での売り上げ等の動向を分析・公表し、課題の整理とノウハウの蓄積を図るとともに、他地区等への展開を図る。

レジ袋の削減

【 規制的手法 】

スーパー等におけるレジ袋の配布を禁止する。

【 経済的手法 】

レジ袋の有料化、マイバッグ持参者に対するポイントの付与など。

【 情報提供的手法 】

レジ袋の外側に、CO₂の排出量を表記する。

【 普及啓発的手法その他 】

地区を定めて一斉にレジ袋の廃止や減量目標の設定、有料化などを行う。併せてマイバッグを配布し、レジ袋を持参しない環境づくりを行う。

エ その他ライフスタイルの転換を促すための取組み

【 その他 】

CO₂削減の排出を削減するための自主的な取組みの推進が必要である。

CO₂削減の観点から、事業者においても排出量がより少ない商品の開発や、輸送・販売方法の見直しなどが図られることが必要である。

事業所、公共施設、交通機関、家庭等における過度なエネルギー消費の見直しや、カーボンオフセットの取組みが図られることが必要である。

スーパーマーケットや百貨店など、日常生活用品を扱う店舗において、CO₂削減のライフスタイル（生活革命）を提案する試みを行う。

8 環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

CO₂削減のためには、社会における全ての活動における取組みが必要であり、個人や企業の自主的なCO₂削減の取組みを個別分野で促進するのみならず、企業や大学・研究機関における、革新的な技術開発を含む温暖化防止技術の研究開発の促進や、それらの技術の移転・導入策を講じることも必要である。

CO₂削減に直結する新たな技術開発や、既存技術の改良が求められており、我が国の技術開発力の優位性を背景に、本県としても取組みを強化すべき分野と考えられる。また、技術的には実用化レベルにあるものの、経済効率性等により普及が図られていない技術についても、技術移転による生産効率の向上や、普及促進も必要であると考えられる。

また、直接のCO₂削減効果は有しないものの、グリーン電力証書の発行・流通や、各種のCO₂削減に係る認証制度など、温暖化対策を支える社会的な仕組みも重要であるものと考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

国内では、工場の海外移転などにより、引き続き産業構造の転換が進んでいる。一方で、高付加価値型製品を生産する家電メーカーを中心に、国内に生産拠点を回帰させようという動きがみられ、産業集積を促す施策も、全国各地で展開されている。

特に本県では、「インベスト神奈川」をはじめとする積極的な産業活性化のための取組みを進めており、温暖化防止技術に関する研究機関や、新たな技術を用いた環境関連産業の集積を図っていく必要がある。

また、神奈川では、研究開発拠点や高度なものづくり技術・技能を有する中小企業など、地域の特性を生かした高度先端産業も集積が進んでいる。

しかし、新たな技術開発や、環境技術の導入を行うためには、新たな設備投資や開発資金の確保等が必要となり、特に中小企業において資金調達や長期にわたるリスク負担が課題となると考えられる。

また、環境配慮技術はきわめて他分野にわたる可能性があり、新たな技術の実用化や産業化のためには、技術移転を支える仕組みの導入も重要である。

一方、グリーン電力証書やエコマークなど温暖化対策を支えるための社会的な仕組みについては、近年ようやく認知が進んだものの、必ずしも普及は十分ではないものもあると考えられる。

(2) 具体的な方策

環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援に関する対策については、更に分野ごとに区分して記載する。

ア 環境配慮技術の研究開発の促進

環境関連産業をターゲットとした企業誘致活動の展開

- ・ 企業誘致活動を環境関連産業に重点化し、補助条件の緩和、低利融資の実施、税制上の優遇措置などの優遇措置を講じる。
- ・ 環境関連産業の中でも、特に地域のポテンシャルが高く、既に一定の集積や技術開発が進展している分野に特化する。

環境配慮技術の研究開発への支援

- ・ 大企業から中小企業への、環境配慮技術やノウハウの移転の推進
- ・ 産業技術センター等の研究機関等による、創業期の技術開発支援の強化
- ・ 県内の大学等で生まれた技術の、産業界への移転の支援
- ・ 脱温暖化技術に係る共同研究の推進 等

⇒ [条例] 条例において、事業者等の環境配慮技術の研究及び開発に対する県の支援を規定する。

中小企業における環境配慮技術開発への支援

- ・ 環境配慮技術の研究開発に対する、研究開発費への助成、設備投資に係る補助制度、低利融資などの優遇措置を講じる。
- ・ 中小企業が開発した独自性の高い技術の産業界への移転の支援

イ 中小企業の環境配慮技術(省エネ技術)導入への支援

中小企業の工場・事業所の省エネ型リニューアルのための設備投資費用の補助制度、税制上の優遇措置、低利融資などの優遇措置を講じる。(再掲)

「地球温暖化対策計画書制度」における大企業の地域貢献のひとつとして、大企業が協力関係にある中小企業を支援し、設備の省エネ化を図ることなども考えられる。それによって削減されたCO₂を認証し、支援した企業のCO₂削減分としてカウントするしくみを構築することによって、中小企業における排出削減の促進が期待できる。(再掲)

中小企業のエネルギー管理を支援するための、簡易的な省エネ診断の仕組みを構築する。より詳しい省エネ診断やアドバイスを必要とする企業に対しては、エネルギー管理士の派遣システムを構築し、経営診断と併せて省エネルギー診断を行うなどの支援を行う。(再掲)

ウ CO₂削減に貢献する活動に対する支援

県は、CO₂削減に貢献するための仕組み、活動を支援すべきである。

⇨ [条例] グリーン電力証書の発行者やE S C O事業者、エコドライブライセンスの発行者など、温室効果ガス削減に貢献するための事業や活動を実施する者に対して、支援等を行うことを規定する。

金融機関との連携により、一定レベル以上のCO₂削減のための設備投資等を行うと県が認めた事業者に対して、低利融資等の支援策を講じる。

エ その他

事業者や教育研究機関の環境配慮技術の研究・開発・利用の促進

県立の試験研究機関による地球温暖化対策技術の重点的な研究の実施

9 温暖化に関する普及啓発と環境教育の推進

県民一人ひとりが地球温暖化問題への「意識」を「行動」に結びつけるためには地球温暖化問題への正しい理解と、具体的な行動変革の裏付けとなる適切な情報提供、情報交換が必要であると考えられる。

既に、マスコミ等を通じて、地球温暖化問題に対する多くの報道がなされているが、地域社会を通じた情報提供や、イベント等を通じた体験など、様々な機会を捉えた効果的な普及啓発が必要であると考えられる。また、単に行政による普及啓発だけではなく、身近に相談や情報交換をするための、県民やNPO等との協働の仕組みづくりも重要と考えられる。

また、地球温暖化問題は現世代だけの問題ではなく、次の世代を担う若者たちにとってより重要な課題である。青少年世代は現在を生きる者の一人であるとともに、将来を担う者であることから、環境教育を通じて地球温暖化問題を正しく理解し、社会に出た後の積極的な行動につなげていくことを求めることが重要と考えられる。

(1) 現状及び課題と検討の方向性

本県では、「地球環境保全を推進するためには一人ひとりの県民の皆様の実践的な行動が大切である」という考え方に立ち、2003年(平成15年)度から「マイアジェンダ制度」を設け、広く登録を呼びかけてきた。

現在、県では、マイアジェンダ登録者が省エネの取組を実感できるように、電気・ガスなどの使用量や家庭のCO₂排出量を把握できる「インターネット版環境家計簿」の導入など、制度のさらなる魅力アップにも取り組んでいる。

この環境家計簿では、光熱水費の削減効果が実感できるメリットがあるが、登録者の省エネ活動の一層の促進や登録者の拡大のためには、特典の付加など効果的な方法について工夫を重ねていく必要がある。

また、国や県内自治体の同様のしくみも参考にしつつ、それぞれの制度のPRや特典の活用など、効果的な連携の可能性を探っていく必要がある。

(2) 具体的な方策

ア 普及啓発の推進

地域における地球温暖化防止活動の評価、支援を行う。

地球温暖化防止活動推進員による優れた取組みを評価し、市町村と連携して活動を支援する。

地球温暖化防止に貢献する技術や活動について、業績の公表や表彰を行う。

□⇒ [条例] 地域において地球温暖化防止のための優れた取り組みを行った県民及び事業者の評価、支援を規定する。また、地球温暖化対策に係る顕彰制度を規定する。

県の各部局で実施されている表彰制度のうち、環境的視点からの評価が加えられているものについて、部局横断的にPRを図る。

日常生活における具体的な行動、工夫を紹介し、どのくらいのCO₂削減につながるかを分かりやすく示した広報を行う。

環境家計簿（電気・水道使用量などをもとに、月間のCO₂排出量を簡便に計算できる家計簿）の普及

インターネット等を通じて、ゲーム感覚で地球温暖化に関する知識やCO₂削減につながる取り組みを理解し、他の参加者ともコミュニケーションをとり、楽しみながら実践する。

イ 環境教育の推進

県、市町村等による環境教育・環境学習の機会の確保

教育機関による環境教育・環境学習の実施

企業による社員に対する環境教育・環境学習の実施

小・中・高校生それぞれに向けた温暖化防止教育ガイドブックの作成

温暖化防止ボランティア活動への参加

家庭におけるエコ診断キットの開発と、中高生による自宅診断

温暖化防止の取り組みに関するアイデアコンテスト、実践事例の表彰

中高生にエコ手帳を配布し地球温暖化に関する知識を掲載

県内の大学と連携し、高校生を対象とした環境教育講座を開設

10 温暖化対策推進のための体制整備、広域連携その他

CO₂排出削減のためには、県民と最も身近に接している市町村との連携が不可欠である。特に、本県は都市部に位置しながら、様々な地域特性を有しており、各地域がそれぞれの特性を活かした取組みを進めることが、効果的な地球温暖化対策につながるものと考えられる。

また、地域や自治体間での地球温暖化対策に係る課題やノウハウを共有することや、統一的にキャンペーン活動を展開するなど効果的であると考えられる。

また、地球温暖化問題は特定の地域のみの問題ではなく、広く地球全体の問題であることから、地域間の連携は県内にとどまらず、県外や国外の自治体間の連携にまで発展させることが求められていると考えられる。

[具体的な方策]

県、市町村、県民、事業者、NPO等の地球温暖化対策に関する連携・協力が必用である。

また、他の自治体との連携と効果的な地球温暖化対策の推進や、事業者やNPO等の国際協力の推進（努力義務の明確化）が必用である。

県内市町村の地域特性、独自性を活かした地球温暖化対策に対して、財政的な支援を行う。支援の内容は、市町村の取組みに応じて差異を設け、市町村に温暖化対策の取組みを強化するためのインセンティブを与えるなどの手法も有効であると考えられる。

また、県がそれらの取組みの内容や成果をとりまとめて情報提供し、効果的な施策や先進的な施策についての情報を共有するとともに、県内市町村相互が連携して取り組む場合の調整を行う。

市町村における地球温暖化防止地域推進計画策定を促進する。市町村計画の策定にあたっては、市町村の自主性や、改正温対法における政令指定都市等の役割も踏まえつつ、県計画との連動や整合性にも留意すべきである。（2007年(平成19年)度末現在、県内の33市町村中8市が策定済みである。）

地域における取組みが行政だけの取組みとならないよう、住民が当事者として参加しながら地域における地球温暖化対策の仕組みを構築する。また、温暖化対策の視点と併せて、例えば暮らしの質の向上などの視点を併せ持った方策とすることで、住民が無理なく取り組める対策とする。

今後の取組みに向けて

1 県の施策として取り組むべき施策について

今回の報告で取り上げた施策群については、直ちに実行可能と考えられるものから、やや中長期的な検討を要するもの、さらには現行の法制度のもとでは実現が極めて困難なものまで様々なものが含まれることから、今後、県が必要な検討を加えた上で、取り組むべき施策を取捨選択し、適切な時期に具体化することが望ましいと考える。

更に、県として取り組むべき方策は、ここで挙げた施策群に限定されるものではなく、今後、県の内部でも検討を深めるべきであると考えている。

地球温暖化対策は喫緊の課題であるが、もとより、ここに取り上げた施策群を全て実施することは不可能である。従って、実施にあたっては財政的な負担と政策効果も十分に考量し、「選択と集中」の視点が重要であると考えている。

また、方策の具体的な対象要件や仕組み、県・市町村・事業者等の具体的な役割分担、必要なコストなど、制度設計に係る詳細な検討は行っていないことから、具体化する場合には、関係各機関や県民等の意見も聞きながら、制度設計を行う必要がある。

2 条例の実効性確保のために取り組むべき施策について

条例の義務規定を確実に履行させるための体制整備等について、今後、十分な対応を図ることはもちろん、条例に位置づけられた努力規定については、その実効性を確保するため、県において所用の議論を経た上で、適切なタイミングで施策化していく必要がある。

条例に規定されなかった方策であっても、県の施策として取り組むことにより、条例の実効性を補完する機能を期待できるものもあることから、条例の施行と併せて事業化を検討していく必要がある。

3 施策のパッケージ化、分野横断的な取組みについて

本報告書においては、地球温暖化のための方策を分野ごとに整理しているが、効率的・効果的な施策展開の観点からは、施策目標を明確化したうえで、各分野の複数施策を有機的に組み合わせる「ポリシーミックス」の手法が有効であると考えられる。

また、例えば、金融的な手法によるインセンティブの付与のように、各分野に横断的に用いることが可能な政策手法もあることから、これらの効率的な活用も併せて図るべきである。

4 国の取組みとの連携、整合性の確保について

現在、国においては2008年6月のいわゆる「福田ビジョン」の公表を受け、実効性のある地球温暖化対策の取組みについて検討を進めており、本報告書で取り上げた施策について、国レベルでの実現が図られることが想定されるものもある。

本報告書ではこれらの動向については、それぞれの分野においてその時点で判明している内容について簡潔に指摘するに止めているが、今後、県としての施策化にあたっては、これらの国の取組みとの連携を図ることはもちろん、（特に規制的手法などについては）国の制度との重複等による負担の増や混乱を招かぬよう、適切な対応を図る必要があるものと考えられる。

[2008年6月9日 首相スピーチ(「低炭素社会・日本」をめざして)]
2050年までに温暖化ガス排出量を現状比で60%～80%削減
2020年までに " 14%削減が可能、来年度までに中期目標を発表
主な対策
・国内排出量取引の試行的な実施、国際的なルールづくりでのリーダーシップの発揮
・環境税も含め、低炭素社会促進の観点からの税制全般の見直し
・太陽光発電導入量の飛躍的向上(2020年に現状比10倍、2030年に現状比40倍)
・2012年を目指して全ての白熱電球の省エネ電球への切り換え
・カーボンフットプリントの試行的な導入

5 地球温暖化対策の財源の確保と炭素税等について

地球温暖化対策は長期的・継続的に講じていく必要があり、また、その効果も短期的には現れない。従って、施策の継続性の確保のためには、安定的に財源を確保することが求められると考えられる。

現在、国においては道路特定財源の見直しを契機に、環境税の取扱いも含め、低炭素化促進の観点から税制全般の見直しが検討され、その動向如何によっては、地方財政にも大きな影響があることも考えられる。

さらに、本県においても2008年3月より神奈川県地方税制等研究会において、地球温暖化対策における炭素税等の導入について約1年程度の予定で検討を進めており、本分科会では炭素税等を検討対象とはしなかった。

なお、炭素税等は地球温暖化対策に係る財源確保のみを目的とするものではなく、配分方式の工夫によるインセンティブの付与や、他の政策手法とのポリシーミックス、さらには他分野も含めた財源配分など、様々な論点を含むものであることに留意する必要がある。

6 社会環境の変化等に対応した柔軟な施策展開について

報告書の冒頭で述べたように、地球温暖化問題をめぐる様々な変化は急激に進展しており、本分科会において具体的な検討を進めていた施策について、国において対策が講じられることとなったものや、民間事業者が自主的に取り組むこととなったものなどもある。

報告書で取りまとめた施策（群）はあくまで現時点において想定し得るものあり、今後、県として取り組む必要性が失われるものや、そのままの形で実施することが不適當なものなどが生じることもあるものと考えられる。また、逆に現時点では、実現が極めて困難と考えられる施策に取り組むことが可能となったり、全く想定していなかった課題に対して速やかな対応が求められる可能性もあるものと考えられる。

従って、県において施策を実施する際には、社会環境の変化等を適切に踏まえ、たうえて、柔軟な対応を図る必要があるものと考えられる。

